

What's New 経営サポートナビ

Management
Support
Navigation

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

2025.05
VOL.37

TOPICS

融資に強くなる講座

政府系金融機関との上手な付き合い方

事業承継入門講座

事業を引き継ぐ方法…事業承継と事業譲渡どっちがいい？

税制改正コラム

令和7年度税制改正のポイント（後編）

助成金活用ガイド

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース 職場復帰分野）

CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度
中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

経営情報フログ
中小企業がやりがちなダメな求人票を解説！

05

融資に強くなる講座
政府系金融機関との上手な付き合い方

07

事業承継入門講座
事業を引き継ぐ方法…事業承継と事業譲渡どっちがいい？

09

税制改正コラム
令和7年度税制改正のポイント（後編）

11

助成金・補助金活用ガイド
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース 職場復帰分野）

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

第17回では特別枠を整理し、原点回帰で経営計画を強化！

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が直面する制度変更に対応し、販路開拓や業務効率化の取組を支援するため、必要な経費の一部を補助します。これにより、地域の雇用や産業を支える事業者の生産性向上と持続的発展を図ります。

申請枠と補助率  **Check!**

第17回公募5月1日申請開始！



	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス 特例	賃金引上げ 特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50万以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路・開拓を支援する機関が地域・振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害： 200万円 間接被害： 100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、2以上の補助対象者が共同の場合は100万円
補助率	2/3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4			定額2/3	2/3	・地域振興等機関の経費：定額 ・参画事業者の経費：2/3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費など			左記に加え、設備処分費、修繕費、車両購入費	通常枠同様	【地域振興等機関】人件費、委員等謝金、旅費など【参画事業者】旅費、借料、設営・設計費など	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑務費、広報費など

一般型活用事例① 飲食サービス業

繁忙期昼営業の回転率アップ および夜営業の客単価向上の実現

夜営業時の「ビアースタイル居酒屋」を広く周知するために、**チラシの作成**を行った。また新たな顧客を獲得するため、**ワインセラー**等新しいアイテムを導入。昼営業時に使用していた**厨房機器(業務用フライヤー)**の交換を行い、調理時間の短縮を実現。



一般型活用事例② 宿泊業

ホームページリニューアルと日帰りプラン導入DMIによる集客増

日帰りプランを新設、ホームページリニューアル、折込チラシ発送などで販路開拓に取り組む。**労務管理システムのソフトウェア**を購入し、出勤管理を含む人事・給与管理等業務の効率化を図る。



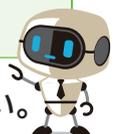
創業型活用事例 金属加工業

技術革新による事業の 拡大及び生産性の向上

開業後、**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。



販路開拓や業務効率化などチャレンジを応援します。申請についてぜひ一度ご相談ください。





中小企業がやりがちなダメな求人票を解説！

作成者：株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

全国には、ハローワーク拠点が436所(本所)あり、毎日多くの求職者の方に利用されています。

ハローワークの求人は無料で掲載できることが大きな利点ですが、ほとんどの中小企業がハローワークの求人を十分に活かしていないのが現状です。

ハローワークを活用し、優秀な人材を採用するための求人票の書き方について解説します。

中小企業がやりがちなダメな求人票

⚡ 優秀な人材を採用するための求人票の書き方について解説します。

■ 採用がうまくいかない企業の3大誤解

採用活動に費用や時間を費やしているにもかかわらず、採用がうまくいかない企業は以下のような誤解を抱えています。

①ハローワークで良い人材を採用できるはずがない

有料の人材紹介サービスが多数存在する中、ハローワークの無料サービスは、応募も少なく、優秀な人材を確保するのは難しいと思われがちです。

しかし全国各所のハローワークでは、毎日多くの求職者が訪れ、相談員による職業紹介が行われています。

また、インターネット経由でもハローワークの求人は多くの求職者に閲覧されています。

ハローワークにおける新規求職者数は462万人(令和元年)で、そのうち就職件数は134万人(常用)です。

ハローワークでも優秀な人材を採用できる可能性は十分にあります。

【参考】公共職業安定所(ハローワーク)の主な取組と実績 | 厚生労働省 職業安定局

②同業種はどれも採用できていない

採用がうまくいかないのは、そもそも業界の人気のないためだと勘違いしている企業も多くいます。そのため、同業種は自社と同じくどれも採用できていないものと諦めてしまいがちです。

しかし、採用がうまくいかないのは業種のせいではありません。

ハローワークの求人は、業界業種問わずさまざまな求人に対して職業紹介、申込みがされています。

どの業種であっても、求人票で自社の魅力を十分に発揮できていれば、採用はうまくいきます。

【参考】令和元年度職業紹介事業報告書の集計結果(速報) | 厚生労働省

③賃金を上げないと採用できない

採用がうまくいかないのは、給料条件がよくないためだと勘違いしている企業も多いです。

求人に対して応募が集まらないからといって、給料を改定するのは企業にとってハイリスクです。求職者は必ずしも給料面で求人を選んでいる訳ではありません。

見方によっては、給料がやたら高い場合、仕事が激務で大変そうというマイナスなイメージを与えかねません。

給料を改定しなくても、求人票で会社の魅力をアピールすることは可能です。

■ 中小企業の求人票の問題点3つ

採用がうまくいかない中小企業の求人票には特徴があります。求人票の改善点について解説します。

①魅力が伝わらない

求人票はいかに自社の魅力をアピールできるかが大切です。

どの企業にも共通するようないくらも求人票では、差別化が図れず優秀な人材を逃してしまいます。

仕事内容の書き方を工夫したり、福利厚生をしっかりとアピールしたり、自社の魅力が伝わるような求人票を心がけましょう。

②ホームページの記載がない

求職者は、興味をもった企業についてより深く情報を得ようとしています。その場合、求人票にホームページの記載があるととても有効です。

企業のホームページは、企業の歴史やより深い事業内容、社内、社員の雰囲気など、企業についてのさまざまな情報が得られるツールです。

ホームページをもっている企業は必ず求人票に記載するようにしましょう。

③空白がある

空白の多い求人票は視覚的な印象が悪くなります。

いくら条件の良い求人票でも、空白が多いと適当に書かれた求人票の印象を与え、求職者の興味を半減させてしまうリスクがあります。

一生懸命採用活動に取り組んでいる姿勢をみせるためにも、なるべく求人票の空欄はなくすようにすることです。

■ 優秀な人材が集まる求人票の特徴

優秀な人材が集まる求人票の特徴は、求職者が求人票をみる時のポイントをおさえています。

求人票における注視時間について、長いものから順に以下のような調査結果が出ています。

1. 仕事内容 2. 就業時間 3. 就業場所 4. 休日など 5. 所在地

この結果から、求人票は仕事内容でアピールすることが重要です。

2~5については工夫して書くことが難しいですが、1.仕事内容については、書き方次第で魅力が伝わります。

求職者が具体的にどのような業務をするのかイメージしやすいように記載し、「自分にもできそうだな」、「経験が活きそうだな」、「面白そうだな」と思えるような書き方を心がけます。

【参考】中小企業における人材の採用と定着 | 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

■ 中小企業の求人票の問題点

中小企業の求人票には、仕事内容が簡略化されすぎていたり、避けた方がよいNGワードを使用していたりするなどの問題点がみられます。

求人票を作成するうえで、避けた方がよいとされるNGワードは、以下のようなワードです。

- ・誰にでも出来るお仕事です
- ・急募
- ・働きやすい職場です
- ・アットホームな職場です
- ・あなたのスタイルで働けます

このようなワードは一見、好印象に見られると思われがちですが、求職者からするとマイナスな印象に捉えられることもあります。

- ・誰にでも出来るお仕事です→
単調な仕事でやりがいを感じられない
- ・急募→人手不足で常に忙しい印象
- ・働きやすい職場です→**具体性がなく信憑性がない**
- ・あなたのスタイルで働けます→
具体性がなくイメージが湧かない

このように、求職者によってはマイナスな印象を与えてしまうため、使用する際は注意や工夫が必要です。

具体的には、会社の雰囲気やアピールする場合であれば、写真やホームページでアピールし、急募であれば、その理由を添えるなどです。

■ 求人票の改善事例

求人票の改善について、事例をもとに解説します。

各種機械の製作及び精密工作

仕事内容について、以下のように改善しました。

【改善前】
各種機械の製作及び精密工作

【改善後】
自動車を組み立てる際に使用する○○や○○の部品を製造しています。自動車製造に欠かせない部品を製造するやりがいのあるお仕事です。
◎昭和28年の創業○年の実績があります。
◎兄弟会社、協力工場と連携し、より付加価値の高いものづくりを追求しています。

改善前の仕事内容は、簡略化されすぎていて、どのような機械の製作であるのかもわからず情報が不足しています。

改善後の仕事内容では、誰に何をどのようにしている仕事なのか、具体的に書かれており、企業の概要や業績も記載することで、信頼できる会社であることをアピールできています。

■ 経理総務事務

仕事内容について、以下のように改善しました。

【改善前】
経理総務事務 ・ 情報入力 ・ 伝票整理 ・ 書類作成

【改善後】
当社を支えるバックオフィス部門のメンバーとしてサポート・事務業務をお任せします！
【具体的には】
・データ入力・伝票整理・書類の作成などパソコンを使った入力業務が中心のお仕事です。**事務関連の経験が無くても大丈夫！**現在活躍している先輩社員が仕事の流れとやり方をしっかり教えてくれます。**未経験からでも十分にスキル、経験を磨くことができる職場です。家庭最優先の勤務体系で働けることができます。**

改善前の仕事内容は、何のどのような情報を入力する作業なのか、どれくらいのレベルが求められる業務なのか、これらの情報だけでは求職者に伝わりません。

改善後の仕事内容では、仕事の内容を明確に記載しており、事務職未経験者でも応募可能なことが明記されています。フォロー体制についても、具体的にあり、求職者の抱える不安について寄り添ったかたちで書かれています。

また、事務職は残業が少ないことが多く、家庭と両立できる働き方を理想とする求職者が多いこともしっかりと視野に入れ、「家庭最優先」という言葉でアピールすることができています。

■ 求人票見直し成功事例

求人票を改善し、成功した事例を紹介します。

- ▼課題
業績は好調なもの、人手不足により失注が続いていた。ハローワークで求人を出していたが、2年間応募がなかった。
- ▼改善前求人票
空白だらけで会社の魅力を伝えられていなかった。
- ▼改善後求人票
内容を見直し更新。
合わせて工場の写真、社員の集合写真を掲載した。
- ▼改善結果
掲載2か月で10名の面接を実施し事務員2名、工場スタッフ2名を採用することができた。

このように、求人票を改善するだけで採用活動の質は上がります。

採用がうまくいかず頭を抱えている企業は、
・求人票が魅力の伝わるものになっているか
・求職者の知りたい情報が詳しく書かれているか
見直してみてください。

■ まとめ

- ・ハローワークで優秀な人材を確保することは可能
- ・応募が集まらないのは求人票の魅せ方
- ・求人票は仕事内容を充実させる
- ・ターゲット求職者に合わせた内容で魅力を伝える

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する
<https://www.fmclub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る
<https://www.fmclub.jp/>



政府系金融機関との上手な付き合い方

Q. 金融機関にはいろいろな種類があるようですが、どの政府系金融機関とはどんな金融機関で、どのように取引するのが理想なのでしょうか？

A. 政府系金融機関には、2つの種類のある日本政策金融公庫をはじめ、商工中金など様々な種類の機関が存在します。その利用方法については、その企業の成長段階や資金のニーズに応じて利用のしやすさや、その有効性も変わってきますので、その段階に応じて相応しい金融機関取引を見直していくことが賢明です。

「政府系金融機関」とは、政府からの出資によって特殊法人として設立された金融機関を指し、まずは融資業務を行う政府系金融機関としては、次の5つの機関があります。

1. 株式会社日本政策金融公庫
2. 株式会社国際協力銀行
3. 沖縄振興開発金融公庫
4. 株式会社日本政策投資銀行
5. 株式会社商工組合中央金庫

1. の日本政策金融公庫は以下の3つの事業から構成されています。

- (1) 国民生活事業
- (2) 中小企業事業
- (3) 農林水産事業

(1) 国民生活事業

(1) の国民生活事業は日本政策金融公庫の1つの事業部という位置づけで、個人事業主や創業時の企業、小規模など比較的事業規模の小さな企業を対象に融資を行う部署です。(2) の中小企業事業も同じく日本政策金融公庫の1つの事業部という位置づけで主に中小企業や中堅企業を対象とし、より多様で大きな資金ニーズに対応した融資制度を提供しています。国民生活

事業に比べ融資限度額が高くなっており、財務状況や担保・保証などが審査においてより重視される傾向があります。事業の成長や再生、海外展開など、より戦略的な取り組みを支援する役割を担っています。

創業時や小規模事業の場合は国民生活事業の利用となる事が一般的ですが、どこまでが国民生活事業の対象でどこからが、中小企業事業の対象となるのかの線引きが明確となっていないので、悩ましいところですが、1つの目線としては、の無担保の融資枠が2000万円程度までは国民生活事業でそれを超えるような無担保での融資が必要となる事業者は(2)の中小企業事業を利用するのが資金調達方法の選択としては有効と言えます。

ただし、国民生活事業での融資総額が2000万円を超えたからと言って、中小企業事業の利窓口がすぐに、対応してくれるかというところではありません。

融資金額ではなく、事業規模の大きさに応じて、どちらの窓口となるかが決められています。この基準も明確に決められてはいないのですが、売上の規模が5億円を超える場合、販売費および一般管理費の合計額が5000万円を超えるような場合は中小企業事業の扱いとなりえるという運用がなされているとのことです。

ご自身の事業規模が増大するにあたってはや資金調達の目的、状況に合わせて、どちらの事業を利用するのが適切か検討することが重要です。不明な場合は、日本政策金融公庫の窓口にご相談してみることをお勧めします。

項目	国民生活事業	中小企業事業
主な融資対象者	主に小規模事業者を対象(商業・サービス業:常時使用する従業員の数5人以下、製造業その他:常時使用する従業員の数20人以下)個人事業主 ◆創業者(小規模事業者・個人事業主として創業する方) ◆生活衛生関係営業者(理容業、美容業、飲食店営業など) ◆教育ローン利用者(学生・生徒やその保護者)など	中小(中堅)の企業が対象 (業種によって資本金または出資の総額、常時使用する従業員の数が一定規模以下の法人・個人) ◆中堅企業(一定の要件を満たす法人) ◆事業再生に取り組む事業者 ◆海外展開を行う事業者など、比較的規模の大きい事業者
主な融資目的	・事業資金(運転資金、設備資金、創業資金など) ・生活資金(教育ローンなど)にも対応。	・事業資金(運転資金、設備資金、事業承継・M&A資金、事業再生資金、海外展開資金、研究開発資金、環境対策資金、事業多角化資金など)、より多様な資金 ・融資限度額も大きい
金利	融資の種類や担保・保証の有無、借入期間などによって異なるが、一般的に中小企業事業よりもやや高めに設定されている傾向がある	融資の種類や担保・保証の有無、借入期間、信用状況などによって異なるが、一般的に国民生活事業よりもやや低めに設定されている傾向がある
担保・保証	・無担保・無保証人の融資制度が充実している(一定要件あり) ・生活衛生関係営業者向けの融資など、特定の制度では担保が必要となる場合もある	融資の種類や金額によっては、担保や保証が必要となる場合が多い
審査のポイント	事業計画の実現可能性、経営者の経験や能力、返済能力などが総合的に判断される 小規模事業者や創業者は創業(事業)計画、個人の信用力などが重視される傾向 その他は利用実績や民間金融機関の支援姿勢、経営者の経験や能力、返済能力などが総合的に判断される	・事業計画の実現可能性、財務状況(安定性、収益性、成長性など)、経営者の経験や能力、担保・保証の状況などが総合的に判断される ・より詳細な財務分析や事業分析が行われる傾向
主な窓口	日本政策金融公庫の各支店にある「国民生活事業」の窓口	日本政策金融公庫の各支店にある「中小企業事業」の窓口

(3)の農林水産事業は表示の通り、農林水産業と食品産業に融資を行う窓口です。

2から4の株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策投資銀行は中小企業にはあまり関係の薄い金融機関ですので説明は省きます。

5. 商工中金

商工中金とは略称で、正式名称は「株式会社商工組合中央金庫」といいます。政府と民間の共同出資をして設立された株式会社になります。

商工中金は、普通の銀行と同じ業務をおこなっていますので、民間の都市銀行や地方銀行と遜色はありませんが、コロナ災禍時には独自の危機対応の融資制度を日本政策公庫や信用保証協会の制度とは別枠で資金を提供したという実績もあります。また商工中金の融資は比較的金利が低いとされており時おり、民業圧迫だと民間金融機関からクレームが入ることもあるそうです、このように、融資取引するにはメリットが多い金融

機関と思いますが、商工中金から融資を受ける際には株主になっているか、株主の構成員になっていなければ融資を受けられません。商工中金の構成員になるための簡便的な方法も用意されています。

また、一定の企業規模も要件となり、一般的には、年商で3億円以上でない取引は難しいとされています。

【まとめ】

これらの政府系金融機関の上手な利用の仕方のもとめとしては

政府系と名前のつく機関ですので、各機関の支店や相談窓口に、資金調達のニーズについて気軽に相談してみましょう。面談を通じて、利用の可否や手続きについて対応してくれます。

また、政府系金融機関が開催するセミナーや個別相談会など、イベントに参加するのも有効です。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー小寺弘泰氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。



事業承継入門講座

事業を引き継ぐ方法… 事業承継と事業譲渡どっちがいい？

事業を引き継ぐ方法として、大別すると「事業承継」と「事業譲渡」の2つの方法があります。どちらも後継者や第三者に事業を引き継ぐ手段ですが、その対象、手続き、権利義務の承継範囲などは大きく異なります。また、それぞれのリスクやメリットを理解しておくことが重要です。本稿では、とりわけ「事業譲渡」については、あまり知られていない方法でもあるため、その特徴やメリット・デメリットについて触れていきます。

	事業承継	事業譲渡
対象の違い	事業そのものだけでなく、経営権、資産、負債、組織、人材、ノウハウ、顧客、ブランドなど、事業に関わる包括的な要素を引き継ぐことが多い。後継者が親族内や従業員の場合作によく用いられる。	特定の事業部門や資産を選んで譲渡する。譲渡対象は個別に契約で定める。第三者への売却（M&Aの一形態）として行われることが多い。
手続き方法の違い	【株式譲渡】 株主が株式を譲渡することで、会社の経営権が移転する。会社自体は存続する。手続きは比較的簡便。	会社がその事業の全部または一部を別の会社に譲渡する。譲渡する側の会社自体は存続する場合と解散する場合がある。譲渡する際には、個別の契約（譲渡する資産、負債、契約関係、従業員などを個別に特定し、譲渡契約を締結する。手続きは煩雑になる場合がある。
	【合併】 複数の会社一つになる。	
	【会社分割】 会社の一部または全部を別の会社に承継させる。	
権利義務の承継	株式譲渡・合併・会社分割などは、原則として、会社の持つ権利義務（契約、許認可、債務など）は包括的に承継される。	個別の契約に基づき、譲渡対象として合意された権利義務のみが承継される。従業員の雇用契約や取引先との契約などは、改めて手続きが必要になる場合がある。債務は原則として承継されない（別途合意は必要）。
課税	株式譲渡：株主に対して株式譲渡益に対する譲渡所得税などが課税される。	譲渡会社には譲渡益に対する法人税などが課税される。買い手側には不動産取得税、消費税などが課税される場合がある。
対価の支払い	株式の対価、合併・会社分割における対価（対価の支払い方法として株式交換という方法もある）	譲渡する事業、資産の価値に基づいて決定され、対価は金銭で決済されるのが一般的。
目的	後継者への円滑な経営権の移行、事業の継続、雇用の維持などを主な目的とすることが多い。	特定の事業部門の売却による資金調達、不採算部門の切り離し、経営資源の集中などを主な目的とすることが多い。
当事者	主に親族、従業員、または既存の取引先など、比較的関係の深い者への承継が多い。	全く関係のない第三者（他の会社など）への譲渡が多い。

前記のように事業の引継ぎには2つの方法があるとされますが、株式譲渡による事業承継が一般的に利用される方法であると言えます。

一方で、事業譲渡は、特定の事業部門や資産を選んで譲渡する方法です。事業譲渡を選択する理由は为什么呢？どのようなメリットがあるのでしょうか？

その点について売り手と買い手の双方のメリットについて、またデメリットについても解説したいと思います。

【売り手側のメリット】

①合理的な譲渡が可能

不採算部門の切り離し、赤字部門や将来性の低い事業を譲渡することで、経営資源を成長分野に集中させ、収益性の改善を図ることができます。一方で収益部門について事業価値の評価が高い場合はその事業部門を特定して譲渡することで、高く事業を譲渡できるというメリットがあります。

②資金調達に有効

事業譲渡によって得た売却益を、借入金の返済などに充てることができます。また、不要な資産や事業に関わりの薄い資産を選んで売却し、資金化することで資金繰りの改善ができます。

③経営資源の効率化

自社ではこれ以上伸ばせないと判断される事業を譲渡することで、人材、設備、ノウハウなどの経営資源を、より注力すべき事業に再配置し経営を安定させる事ができます。

【買い手側のメリット】

①価値のあるものだけを選択できる

価値のある事業のみを特定して買収することで、短期間で事業規模を拡大することが可能です。また、事業譲渡方式で事業と必要設備だけでなく、必要とする人材やノウハウ、知的財産(知財)を特定して買収する交渉も可能です。経験豊富な従業員や必要な経営陣を選択して獲得できる可能性があります。

②会社が抱えるリスクを遮断できる

株式譲渡方式では、譲渡元の会社に潜在的に存在するリスクを買い手側がそのまま引き継ぐことになります。一方、事業譲渡方式では、リスクや債務などを切り離して交渉することが可能です。

さて、それではデメリットについてはどうでしょうか？

【売り手側のデメリット】

①収益源の喪失

譲渡する事業が収益を生む事業である場合、譲渡後は収益が減少し、資金調達が厳しくなるなど、会社の存続に影響が生じるリスクがあります。

②従業員の処遇

買い手側との交渉で「必要な社員は引き受けるが、不要な社員は引き受けない」となった場合、従業員の不安や離職につながる可能性があります。

③取引先との関係変化

譲渡した事業に関連する取引先との関係が、譲渡後に変化する可能性があります。

その際、「表明保証」といって、買い手側から「本来継続されるはずの取引が解消された場合には、損害賠償を請求できる契約内容」を要望されることがあります。

④譲渡手続きの煩雑さ

個々の資産や契約などを移転する必要があるため、手続きが煩雑になる場合があります。

⑤税金負担

事業譲渡益に対して法人税などが課税されます。

【買い手側のデメリット】

①権利関係の承継の難しさ

株式譲渡方式では、そのまま権利関係が継続されるケースが多いのに対し、事業譲渡方式では、必要に応じて新たな契約を締結する必要があります。会社を引き継ぐわけではないため、譲渡された事業の取引先が、必ずしも引き続き取引を継続してくれるとは限りません。

②従業員の引継ぎ

従業員を引き受ける場合、譲渡元の会社を退職し、譲受側の会社に中途入社する手続きとなります。その際、モチベーションの維持や、企業文化の融合に課題が生じる可能性があります。

③税金の発生

取得する資産に取得税や消費税がかかる場合があります。

さて、いかがでしょうか？事業譲渡方式による引継ぎ方法について理解が深まったでしょうか？

事業譲渡は、一般的な事業承継に比べると、より戦略的な意思決定が必要なる方法であり、メリットとデメリットを十分に理解した上で、慎重に進める必要があります。

専門家(M&Aアドバイザー、弁護士、会計士など)のサポートを受けながら、自社にとって最適な判断をすることが重要です。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





税制改正コラム

令和7年度 税制改正のポイント(後編)



令和7年度税制改正は昨年12月の税制改正大綱で決定した後も修正が加えられ、年度末ギリギリに国会で成立・公布される異例のものとなりました。施行は例年どおり4月1日からです。

今回は「後編」として、今回の税制改正で1番注目を集めた「103万円の壁」への対応についてご紹介します。本稿は法令や各省庁の説明資料に基づいて作成していますが、今後の情報にもご留意ください。

9

税制改正コラム

令和7年度税制改正のポイント(後編)

- 【前編】防衛特別法人税、法人税の軽減税率、設備投資減税、企業版ふるさと納税
- 【中編】資産税(固定資産税特例、事業承継税制)、所得税(退職所得控除など)
- 【後編】所得税(基礎控除・給与所得控除、扶養控除など)

最初に結論を書くと、令和7年から「103万円の壁」が次のように引き上げられます。

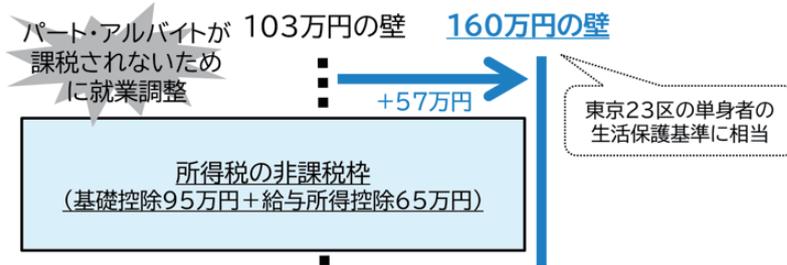
- | | | |
|-----------------|---|----------------------|
| 1. 所得税の非課税枠 | → | 160万円 (+57万円) |
| 2. 学生バイトの年収基準 | → | 150万円 (+47万円) |
| 3. 扶養する親族等の年収基準 | → | 123万円 (+20万円) |

1. 所得税の非課税枠は160万円までに

1つ目の「103万円の壁」として、所得税の非課税枠(課税されない年収基準)が話題になりました。改正により所得税の基礎控除が最大95万円、給与所得控除が65万円に引き上げられ、「160万円の壁」になります。

一方、住民税の基礎控除(43万円)は据え置かれ、住民税の非課税枠は100万円の壁から「110万円の壁」へ微増です。また、社会保険の「106万円の壁」や「130万円の壁」も引き続き注意が必要です。

【図表】所得税の非課税枠



所得税の基礎控除は、昨年12月の当初の案では「58万円(+10万円)」で、年収123万円への引上げとされていました。しかし、今年に入って次の2つが「基礎控除の特例」として追加され、ほとんどの納税者が年間2~4万円程度の減税となる予定です。

特例1 物価高の影響を相対的に強く受ける低所得者に配慮し、年収200万円以下は「95万円」に(恒久的措置)

特例2 中間所得層を含む幅広い人々の手取り収入が増えるよう、年収200万円超850万円以下は「63万円~88万円」に(令和7・8年の2年間限定)

【図表】基礎控除の控除額(所得税)

年収の目安	～令和6年	令和7年・8年	令和9年～
200万円以下	48万円	95万円(特例1)	95万円(特例1)
475万円以下		88万円(特例2)	58万円(原則) ※特例なし
665万円以下		68万円(特例2)	
850万円以下		63万円(特例2)	
2,545万円以下		58万円(原則)	

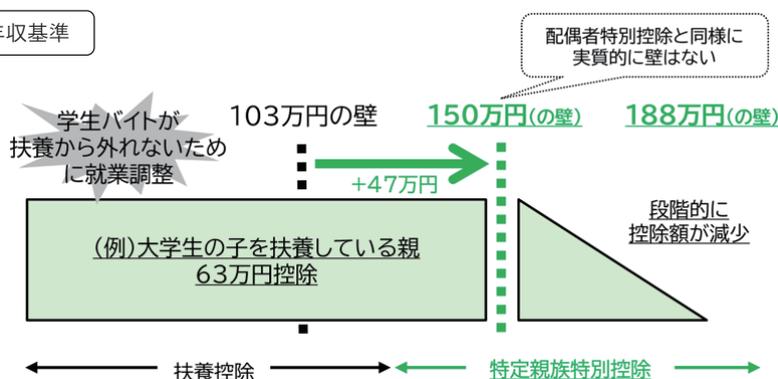
※年収 2,545 万円超は従来どおり 48 万円から段階的に控除額が減少

2. 学生バイトの年収基準は150万円に

2つ目の「103万円の壁」として話題になったのが、学生バイトの年収基準に対するものです。大学生の子がアルバイトで年収103万円を超えると、親は「扶養控除(控除額63万円)」の対象外となるため、学生バイトの就業調整につながっていました。

改正により、令和7年から「特定親族特別控除」が創設され、「年収150万円」までは63万円の控除が満額受けられます。また、「年収188万円」までは段階的に減りますが、控除の対象となります。

【図表】学生バイトの年収基準



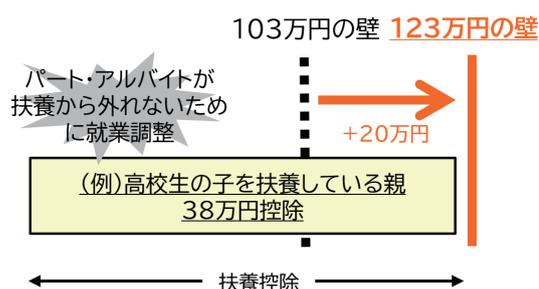
3. 扶養する親族等の年収基準は123万円に

3つ目の「103万円の壁」として、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除やひとり親控除を受ける場合も103万円の年収基準があります。

上記1で所得税の基礎控除が10万円(12月の当初案の増加部分)、給与所得控除が10万円増加することに伴い、「年収123万円(+20万円)」になります。

もし「103万円の壁」を参考に、従業員が扶養している家族に対して手当を支給している場合は、年収基準の見直しをするかどうかも含め、この機会に検討してはいかがでしょうか。

【図表】扶養する親族等の年収基準



4. 適用時期

今回ご紹介した上記1～3の改正は、すべて「令和7年分の所得税」から適用されるため、パート・アルバイトの方の働き方や採用方法について、頭を切り替えた対応が必要です。

また、今回の改正は、令和7年分は毎月の給料天引きで対応できないため、12月の年末調整で控除を行うことになります。昨年の定額減税に続き、年末調整事務が複雑になりそうです。

5. 最後に

税制改正の決定プロセスが変わった令和7年度税制改正は、ひとまず3月で決着しました。しかし、今年7月には「参議院議員選挙」が控えており、その結果によっては「令和8年度税制改正」は二転三転ではすまないかもしれません。

今後も税に関する最新情報をタイムリーにわかりやすくお届けしていきます。

助 成 金 活 用 ガ イ ド

両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース 職場復帰分野)

「両立支援等助成金」とは、働きながら子育てや介護を行う労働者が仕事を続けられるように、職場の環境を整える事業主に対して支給される助成金です。これにより、仕事と家庭の両立を支援し、労働者の安定した雇用を促進します。今回は、両立支援等助成金の中から介護離職防止コース(職場復帰時)について記載していきたいと思います。

■ 概要

「介護支援プラン※」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

※介護支援プラン・・・労働者の介護休業取得・職場復帰を円滑にするため、労働者ごとに事業主が作成する実施計画。介護休業取得者の業務の整理や引き継ぎの実施方法などを盛り込む事を言います。



■ 条件

助成対象となる条件には、以下の7つがあります。

介護支援プランにより労働者の介護休業の取得・職場復帰を支援するという方針を周知している

介護休業取得予定者と面談等を行い、「面談シート兼介護支援プラン」に記録した上で、介護支援プランを作成する

介護支援プランに基づき、業務の引継を実施している

対象労働者が合計5日以上介護休業を取得した

※育児介護休業法にて対象家族1人に月3回までかつ休業は連続してひとまとまりの期間休業である定めがあります。

※5日間とは、所定労働日に対する休業日数を言います。所定労働日以外(例えば土日が休日)であればカウントが出来ません。

介護休業制度及び所定労働時間の短縮等の措置を労働協約又は就業規則にて定めている

※就業規則＝育児・介護休業規程と解釈して構いません。

※介護休業開始前に実施している必要があります。

対象の労働者が介護休業の開始日から支給申請日までの間に雇用保険被保険者として継続雇用している

対象労働者を育児休業の開始日において、雇用保険被保険者として雇用している

※雇用保険加入者が1人もいない場合は、不支給として扱います。

これらを条件として・・・休業取得時と同一の対象介護休業取得者のみ対象です。

●介護休業終了後にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録

●対象労働者を原則として原職等(※)に復帰させ、支給申請日まで3か月以上かつ5割以上の就業で継続雇用

※原職等とは、休業前に就いていた部署(※)と同一の部署であり、かつ同一の職務であることです。「部署」とは組織の最小単位を言い、例えば、「〇〇係」や「〇〇課」などです。

■ 助成額

両立支援助成金（介護離職防止コース職場復帰分野）は、条件を満たすと支給申請ができます。その支給については、下記のとおりです。

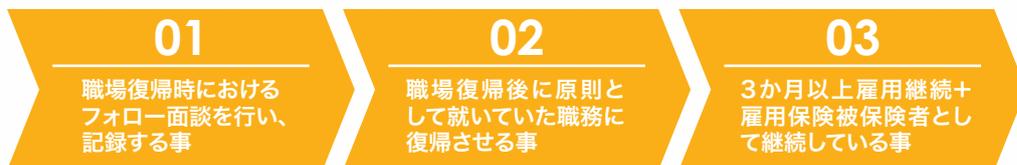
支給額：40万円

業務代替支援加算 新規雇用：20万円 / 手当支給等：5万円（※手当支給等のうち短時間支給3万円）

※休業している同一労働者のみ対象です。

■ 支給までの流れ

支給までの流れになります。申請期限など細かいところは労働局で確認してください。



■ 申請手続

申請期限は、対象となる介護休業終了日の翌月から起算して3か月経過する日の翌日から起算して2か月以内です。

■ 必要書類

1. 支給申請書
 2. 支給要件確認申立書
 3. 面談シート兼介護支援プラン
 4. 介護支援プランにより、労働者の介護休業等取得・職場復帰を支援する方針を予め周知したこと及びその日付が確認できる書類
※社内報、イントラネットの掲示板等の画面を印刷した書類（就業規則の代用可）
 5. 労働協約または就業規則、関連する労使協定
 6. 対象労働者の雇用契約書、労働条件通知書
 7. 対象労働者の介護休業申出書
 8. 対象労働者の出勤簿またはタイムカードと賃金台帳
 9. 就業規則または労働条件通知書及び企業カレンダー
 10. 介護保険被保険者証、医師等が交付する証明書類
 11. 支払方法・受取人住所届及び支払口座が確認できる通帳等の写し
- ※こちらは主なものを挙げております。詳細については、労働局企画課へお尋ねください。



ワンポイントアドバイス

育児・介護休業法の改正が施行されてから、間もなく1ヶ月が経過します。

皆様の会社では、この法改正に対する準備は整っていますでしょうか？

施行から1ヶ月が経過すると、「対応が十分でない」と従業員から指摘される可能性もあります。そのため、改正内容を十分理解することが重要です。不明点については、厚生労働省のホームページを確認し、適切な対応を進めていきましょう。

また、法改正は助成金にも影響を及ぼします。改正に対応していない場合、労働局から修正を求められることがありますので、4月対応だけでなく、10月の対応も見据えて準備をしておくことが必要です。このような準備をしっかり行うことで、助成金の活用にもつながるかもしれません。



■ 助成金に関するコラム

令和7年1月27日、旅行会社エイチ・アイ・エスは、国の雇用調整助成金を不適切に受給していたとして、約60億円を返還すると発表しました。

同社の発表によると、2020年3月から2022年12月にかけて、従業員の休業に対する助成金として242億円を受給していました。

しかし、社員への調査の結果、休業日であるにもかかわらず、メールやチャットで業務に関わるやり取りが行われていた事実が判明。

そのうち約62億円分が不適切な受給と認定されました。この金額については、東京労働局の通知に基づき、速やかに返還されることが決まっています。

さらに、昨年には同社の子会社でも不正受給が発覚し、1億3千万円の支給が取り消されています。

このように、大手旅行代理店でさえ助成金の不正受給が問題となっています。雇用保険は事業主が納める保険料によって成り立っており、不適切な受給は社会全体の負担増につながりかねません。

令和6年4月からは、雇用調整助成金の特例措置を受けて、中小企業に対しても立ち入り調査が実施されています。経営者の皆様には、無理な申請を避け、正しい手続きで助成金を活用することが求められます。不正があれば事実を歪めることにつながり（例：休業日にも業務を行うなど）、企業の信頼を大きく損なう可能性があります。

助成金の申請にあたっては、「下地を作る→運用を慣らす→申請する」といった、正攻法のプロセスを意識し、適正な手続きをしっかりと実践していきましょう。



監修：
勝野社会保険労務士事務所
所長 勝野 高儀氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2024年6月現在、全国で26,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



補助金申請支援

国が公募する補助金は多数あります。経営革新等支援機関は、中小企業や小規模事業者が補助金を活用し、経営の発展を図るための専門的な支援を行います。補助金の申請には、事業計画の策定や財務の健全性の証明が求められることが多く、経営革新等支援機関がそのプロセスをサポートします。

\\設備投資\\ を後押しできます



資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

\\低利融資\\ が受けられます

※融資を確約するものではありません



「経営力向上計画」 策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特徴を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

\\優遇税制\\ が活用できます



「経営改善計画」 策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

\\事業の立て直し\\ に向けた
計画策定に補助金ができます

中小企業の 持続的な経営を 財務からサポート



資金繰り

決算分析

中期計画

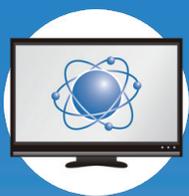
金融機関目線での**財務格付け**の判定

金融機関が求める**事業計画書**を作成

返済金額の最適化に向けたシミュレーションに対応



特徴① **23の会計ソフト**に対応
主要な会計ソフトに対応しています。



特徴② **データ処理速度が速い**
会計ソフトのデータ取り込み速度は、1秒で対応しています。
※安定した回線速度の場合



特徴③ **協議会会員へ無料提供**
経営革新等支援機関推進協議会の会員である会計事務所は
F+prus を無料で利用できます。

F+prus（エフプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。
本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画など 財務に関するスムーズな支援が可能です。